

第5期おおたプログラミング学校業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、標記業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の趣旨・目的

プログラミング教育とは、将来どのような職業に就くとしても普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むことであり、意図する一連の活動を実現するため必要な論理的思考力を養うことである。おおたプログラミング学校では、前述のような「プログラミング的思考」を養い、将来的にあらゆる課題に対しても適応できるような人材を育成することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 名称

第5期おおたプログラミング学校業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

ただし業務履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とし、契約締結日から令和8年3月31日の間は準備期間とする。

(3) 提案上限額

I 課程 (令和8年度) 11,848,000円 (消費税及び地方消費税含む)

II 課程 (令和9年度) 15,886,000円 (消費税及び地方消費税含む)

III 課程 (令和10年度) 16,413,000円 (消費税及び地方消費税含む)

(4) 業務内容

仕様書・案のとおり

※【参考資料】「おおたプログラミング学校概要」に本事業の概要の記載があるため、参考にすること。

3. 参加資格

次に掲げる全ての条件を満たしていること

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 租税を完納していること。
- (5) 本業務委託に関する十分な実績と能力を有していること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその構成員でないこと。

4. 日程等

	項 目	日 程
①	プロポーザル実施に関わる公告	令和7年9月16日
②	実施要領等の配布 (ホームページで公開)	令和7年9月16日 ～10月7日
③	企画提案参加表明書の受付	令和7年9月16日 ～10月7日正午まで
④	質問書の提出期限	令和7年10月3日正午
⑤	質問書への回答	令和7年10月6日
⑥	参加資格確認結果及び提案要請書の通知	令和7年10月8日
⑦	企画提案書提出期限	令和7年10月21日正午
⑧	審査（プレゼンテーション、選考、最優秀提案者の選出）	令和7年10月30日
⑨	審査結果通知	令和7年10月31日
⑩	契約締結	令和8年2月予定
⑪	業務履行開始	令和8年4月1日

※上記スケジュールは予定であり変更となる場合もある。

5. 配布書類

- (1) 配布期間 令和7年9月16日から10月7日まで
- (2) 配布方法 太田市ホームページに掲載し、配布する。

《掲載場所》

情報管理課＞お知らせ＞公募型プロポーザルを実施します【第5期おおたプログラミング学校業務】

(3) 配布書類

- ・第5期おおたプログラミング学校業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・第5期おおたプログラミング学校業務委託仕様書・案
- ・【様式第1号】企画提案参加表明書
- ・【様式第2号】秘密保持誓約書
- ・【様式第3号】会社概要書
- ・【様式第4号】業務実績表
- ・【様式第5号】質問書
- ・【様式第6号】企画提案辞退届

6. 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部）

	名称	取り扱い等	様式
①	企画提案参加表明書		【様式第1号】
②	秘密保持誓約書		【様式第2号】
③	会社概要書		【様式第3号】
④	業務実績表		【様式第4号】
⑤	決算書の写し	直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）	—
⑥	直近1か年分の納税証明書	法人の場合 ・消費税及び地方消費税 ・本店所在地の法人市町村民税 ・本店所在地の固定資産税・都市計画税	—
		個人の場合 ・消費税及び地方消費税 ・住所地の個人市町村民税 ・住所地の固定資産税・都市計画税	—

※⑥の取り扱いは、「未納の額がないことがわかるもの」であること。

※⑤・⑥に関して、法人設立または事業開始から1年未満のため提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を添付すること。

(2) 提出期限 令和7年10月7日 正午（必着）

(3) 提出先 〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 企画部 情報管理課

- (4) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の9時から17時（ただし10月7日は9時から正午）までの間で受け付ける。

- (5) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格確認後、令和7年10月8日に【様式第1号】企画提案参加表明書に記載の電子メールアドレス宛てに参加資格確認結果及び提案要請書を通知する。

7. 実施要領の内容に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年10月3日 正午（必着）

- (2) 提出方法 電子メールによること

※件名を「【質問】おたプログラミング学校_プロポーザル」とすること。

※電子メール送信後、電話で電子メール送信した旨を連絡すること。

- (3) 質問様式 【様式第5号】質問書

- (4) 提出先 太田市役所 企画部 情報管理課

- (5) 回答方法 令和7年10月6日に質問者および参加表明者に電子メールにて送信

8. 辞退

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、【様式第6号】企画提案辞退届を次のとおり提出すること。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

- (1) 提出期限 令和7年10月21日 正午（必着）

- (2) 提出場所 太田市役所 企画部 情報管理課

- (3) 提出方法 郵送または持参

9. 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙仕様書・案に沿って作成し、わかりやすく簡潔な表現を用いること。

なお、企画提案書及び見積明細書は任意様式とする。

- (1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）

- ② 見積明細書（任意様式とし、以下の内容及び仕様書に記載の内容が網羅されていることとする）

・Ⅰ課程費用（プレスクール費用含む）、Ⅱ課程費用、Ⅲ課程費用

※講座費用、テキスト費用、人件費等

・見積書に記載する委託料の額は、各課程ごとで作成し、取引に掛かる消費税及び地方消費税の額を含めて記載すること。

・併せて3年間の総計を記載すること。

- (2) 提出期限 令和7年10月21日 正午（必着）

- (3) 提出先 太田市役所 企画部 情報管理課
- (4) 提出方法 郵送または持参
 ※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の
 9時から17時（ただし10月21日は9時から正午）までの間で受け付ける。
- (5) 提出部数 5部（正本1部、副本4部）
 ※正本と副本の内容は全て同一とするが、副本への押印は省略できるものとする。

10. 審査（プレゼンテーション等）

- (1) 日時 令和7年10月30日
- (2) 審査方法 以下の「(3) 評価項目」に基づき、審査する。
- (3) 評価項目

視 点	基 準
授業内容	受講生の学習意欲を高め、意欲的に継続して学ぶことができる内容であるか
	Ⅲ課程の創作活動に繋がるようなカリキュラムがⅠ課程・Ⅱ課程においても一体的なものとして提案されているか
	定期的に授業の理解度を確認するなど、個人のスキルを可視化できる提案があるか
	各課程において、成果発表の場があるなど、学習ゴールの設定がある内容であるか
実施体制	各課程の指導カリキュラムに応じた講師・アシスタントの配置があるか
	各課程における学習ゴールに至るまでのプロセスが明確になっているか
積算・実績	過去に類似業務実績があり、本事業を適切に履行する能力があると認められるか

- (4) プレゼンテーション・選考方法
 第5期おおたプログラミング学校業務委託公募型プロポーザル業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加者を受託候補者として選定する。
- (5) 最優秀提案者
 審査結果により、最優秀提案者1者を選定するとともに、全ての審査参加者の交渉優先順位を決定する。
 総合得点の最も高い提案をした参加者が複数者存在した場合（同得点1位の場合）、正副委員長の合計得点（個別評価の合算）の高い者を最優秀提案者とする。

1 1. 審査結果の通知

- (1) プロポーザル参加者全員に電子メールアドレス宛に通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1 2. 契約の締結

- (1) 審査により最優秀提案者として選定された者を受託候補者として、業務委託契約締結に向けた協議を行う。なお、契約交渉が不調となった場合は、審査順位が上位の参加者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約方法は本プロポーザルに基づく随意契約とする。
- (3) 契約にあたっては太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）に基づくこととする。
- (4) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は太田市との交渉で決定する。

1 3. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案は1者につき、1件とする。
- (3) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは原則として認めない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された書類は、審査目的以外の使用はしない。
- (6) 提出書類について情報公開開示請求があった場合は、太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）に基づき公開する。
- (7) 提出された書類は、審査範囲内で複製することがある。
- (8) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- (9) 本市が、必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (10) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。
 - ① 見積額が提案上限額を超えている場合
 - ② 提案期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ③ 契約締結時までに「3. 参加資格」を欠いていることが判明した場合
 - ④ 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
 - ⑤ 前各号に定めるほか、著しく審議に反する行為等、審査委員長が失格であると認定した場合
- (11) プロポーザルの提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。なお、審査項目について評価点が満点の60%以上でない場合は、プロポーザルは不成立とし、企画提案方式により受託する事業者を再公募する。
- (12) 企画提案にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、参

加者の責任において処理すること。

- (13) 本プロポーザルへの参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報は除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。
- (14) 契約の履行にあたり委託契約業務の全部を第三者に再委託することを禁止とする。
- (15) 本選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (16) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (17) 受託候補者として選定された場合は、速やかに太田市入札参加資格者登録を行うこととする。
- (18) 審査委員会は非公開とし、内容の照会等には応じない。

14. 担当部署（問い合わせ先）

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号（本庁舎2階）

太田市役所企画部情報管理課

TEL：0276-47-1813（直通）

E-mail：005700@mx.city.ota.gunma.jp